

藤沢駅周辺地区再整備構想検討委員会規程

(目的及び設置)

第1条 藤沢市の都心部である藤沢駅南北周辺地区の持続可能な都市形成を図る上で、計画策定に必要な駅周辺地区の再整備に関する基本構想の構築を行うため、この市に藤沢駅周辺地区再整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、所掌する。

- (1) 藤沢駅周辺地区再整備に関する基本構想
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人程度とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 商業者団体の選出者
 - (3) 関係交通機関の職員
 - (4) 関係地域の代表者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
- 2 委員会には委員長及び副委員長1名を置き、委員のうちから市長が任命する。
- 3 市長は、必要があると認めたときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(会議等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、委員長が運営上必要と認めるとき、又は藤沢市情報公開条例(平成

1 3年条例第3号) 第29条第2号及び第3号の規定事項に係る議事を行うときは、会議を非公開とすることができる。

(部会)

第6条 第2条の事務を円滑に遂行し、専門的事項を調査、検討するため、委員会に藤沢駅改良専門部会（以下「専門部会」という。）及び藤沢駅南北まちづくり市民検討部会（以下「市民部会」という。）を置く。

2 専門部会及び市民部会（以下「部会」と総称する。）の部会員は、それぞれ15名以下とする。

3 部会員は、委員長の指名する委員及び臨時委員で構成する。

4 部会にはそれぞれ部会長を置き、委員会の委員長又は副委員長の職にある者をもって充てる。

5 部会長は、その部会の会務を総理し、必要に応じてその部会を招集し、その議長となる。

6 専門部会は、委員会に付議すべき鉄道・交通を専門とする藤沢駅に係る事項のうち、当該部会の運営及び事業に関する事項を審議し、議決する。

7 市民部会は、委員会に付議すべき藤沢駅周辺地区の「まちづくり」に係る事項のうち、当該部会の運営及び事業に関する事項を審議し、議決する。

8 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(合同会議)

第7条 委員会と部会は、第2条の事業の遂行及び部会相互の活動連携を図るため、合同会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、藤沢市まちづくり推進部藤沢駅周辺地区整備担当において総括し、及び処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、2010年（平成22年）4月16日から施行する。